

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	水再生センター
委 託 業 務 名	田上第2中継ポンプ場ほか汚水ポンプ部品交換業務
委 託 業 務 場 所	大津市里三丁目ほか
概 要	田上第2中継ポンプ場 1号汚水ポンプ部品交換 石山第1中継ポンプ場 2号汚水ポンプ部品交換
契 約 期 間	令和7年7月9日から令和8年3月4日まで
契 約 年 月 日	令和7年7月9日
契 約 金 額	21,340,000 円
契約の相手方	〔所在地〕 大阪市淀川区宮原三丁目3番31号 〔名 称〕 石垣メンテナンス㈱大阪支店
契約相手方の選 定 理 由	本委託は、株式会社石垣が製造した汚水ポンプの部品交換を含むメンテナンスを行うものである。 1. 本設備は、メーカー独自の技術を用いて製造されているものであり、機器の交換及び総合試験調整についてはメーカー独自の技術・ノウハウが必要となる。 2. メーカー以外の業者が施工した場合、要求機能が発揮できない恐れがあるほか、責任分界点が曖昧になって、メーカーによる性能保証が得られなくなる。 上記理由により、本設備の取り扱い、は、株式会社石垣に限られるため、株式会社石垣製の機器のメンテナンス事業を実施している石垣メンテナンス株式会社大阪支店と随意契約を行うもの。
根 拠 規 定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項 ② 不動産の買入れ又は借入れ、地方公営企業が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

(注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。
2 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第3号及び第4号を根拠とする政策随意契約については、別途公表をしています。